

筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例等の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 3 日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第 号

筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例

(筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第 1 条 筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平
成 26 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

(筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 3
2 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 17 条第 2 項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康

診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。）（以下「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わなうことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の家庭的保育事業等の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する家庭的保育事業等の利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	家庭的保育事業等の利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

（筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（筑西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 筑西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。